

児童虐待の現状 ーネグレクトへの対応ー

山口県乳幼児の育ちと学び支援センター

山口市・宇部市・防府市教育委員会

SSW（スクールソーシャルワーカー）

森永真里子

児童虐待とは？

○なぜ、児童虐待はしてはいけないのか

- ・子どもに対する**最も重大な権利侵害**
- ・子どもの**心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える**
とともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるもの
(世代間連鎖)

☞児童虐待の防止等に関する法律 第一条

児童虐待の防止等に関する法律 (児童虐待防止法)

第1条 (目的)

この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え
るとともに、我が国における将来の世代の育成にも
懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の
禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待
の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童
虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措
置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関す
る施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資
することを目的とする。

児童福祉法

第1条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長および発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

児童虐待の定義

身体的虐待

- ・子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること

心理的虐待

- ・子どもに対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、配偶者に対する暴力（いわゆる面前DV）、兄弟への虐待、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

性的虐待

- ・子どもにわいせつな行為をすること、または子どもにわいせつな行為をさせること

ネグレクト

- ・子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置。同居人による虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

児童虐待の現状～こども家庭庁HPより～

児童相談所における虐待相談対応件数とその推移

○令和4年度中に、全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は 214,843 件。

※ 対前年度比+3.5%(7,183件の増加)(令和3年度:対前年度比+1.3%(2,616件の増加))

※ 相談対応件数とは、令和4年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

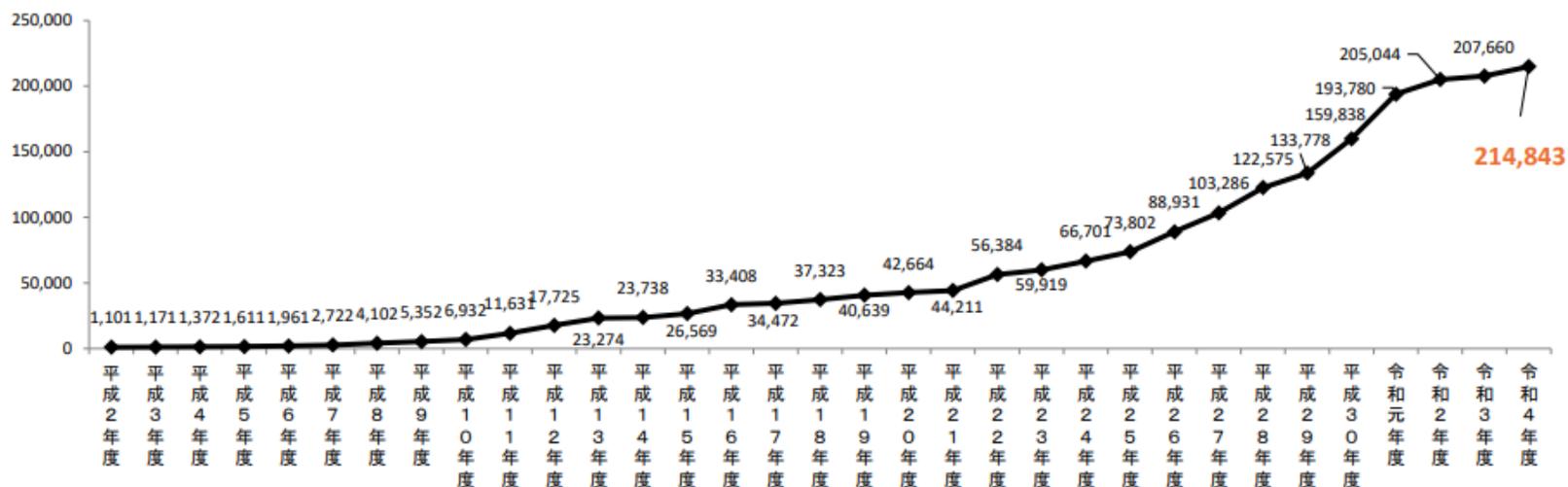
【主な傾向】

・心理的虐待に係る相談対応件数の増加(令和3年度:124,724件→令和4年度:128,114件(+3,390件))

・警察等からの通告の増加(令和3年度:103,104件→令和4年度:112,311件(+9,207件))

〈令和3年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体への聞き取り〉

・関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増えている。



(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843
対前年度比	+6.3%	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%

児童虐待の現状～こども家庭庁HPより～

児童相談所における虐待相談の内容別件数の推移

○ 心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待		ネグレクト		性的虐待		心理的虐待		総数	
平成23年度	21,942	(36.6%)	18,847	(31.5%)	1,460	(2.4%)	17,670	(29.5%)	59,919	(100.0%)
平成24年度	23,579	(35.4%)	19,250	(28.9%)	1,449	(2.2%)	22,423	(33.6%)	66,701	(100.0%)
平成25年度	24,245	(32.9%)	19,627	(26.6%)	1,582	(2.1%)	28,348	(38.4%)	73,802	(100.0%)
平成26年度	26,181	(29.4%)	22,455	(25.2%)	1,520	(1.7%)	38,775	(43.6%)	88,931	(100.0%)
平成27年度	28,621	(27.7%)	24,444	(23.7%)	1,521	(1.5%)	48,700	(47.2%)	103,286	(100.0%)
平成28年度	31,925	(26.0%)	25,842	(21.1%)	1,622	(1.3%)	63,186	(51.5%)	122,575	(100.0%)
平成29年度	33,223	(24.8%)	26,821	(20.0%)	1,537	(1.1%)	72,197	(54.0%)	133,778	(100.0%)
平成30年度	40,238	(25.2%)	29,479	(18.4%)	1,730	(1.1%)	88,391	(55.3%)	159,838	(100.0%)
令和元年度	49,240	(25.4%)	33,345	(17.2%)	2,077	(1.1%)	109,118	(56.3%)	193,780	(100.0%)
令和2年度	50,035	(24.4%)	31,430	(15.3%)	2,245	(1.1%)	121,334	(59.2%)	205,044	(100.0%)
令和3年度	49,241	(23.7%)	31,448	(15.1%)	2,247	(1.1%)	124,724	(60.1%)	207,660	(100.0%)
令和4年度	49,464	(23.0%)	34,872	(16.2%)	2,393	(1.1%)	128,114	(59.6%)	214,843	(100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

児童虐待の現状～こども家庭庁HPより～

児童相談所における虐待相談の経路別件数の推移

○ 児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等が最も多く、次いで近隣・知人、家族・親戚、学校からが多い。

	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	都道府県 指定都市・中核市			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童 委員	学校等			その他	総 数
				児童 相談所	福祉 事務所	保健 セン ター	福祉 事務所	保健 セン ター	保育所	児童福 祉施設	保健所	医療 機関			幼稚園	学校	教育 委員会		
23年度	8,949 (14.9%)	12,813 (21.4%)	741 (1.2%)	3,621 (6.0%)	1,282 (2.1%)	340 (0.6%)	5,160 (8.6%)	366 (0.6%)	882 (1.5%)	634 (1.1%)	202 (0.3%)	2,310 (3.9%)	11,142 (18.6%)	220 (0.4%)	213 (0.4%)	5,536 (9.2%)	313 (0.5%)	5,195 (8.7%)	59,919 (100.0%)
24年度	8,664 (13.0%)	13,739 (20.6%)	773 (1.2%)	4,165 (6.2%)	1,220 (1.8%)	424 (0.6%)	5,339 (8.0%)	375 (0.6%)	909 (1.4%)	689 (1.0%)	221 (0.3%)	2,653 (4.0%)	16,003 (24.0%)	233 (0.3%)	211 (0.3%)	5,730 (8.6%)	303 (0.5%)	5,050 (7.6%)	66,701 (100.0%)
25年度	8,947 (12.1%)	13,866 (18.8%)	816 (1.1%)	4,835 (6.6%)	1,195 (1.6%)	375 (0.5%)	5,423 (7.3%)	292 (0.4%)	881 (1.2%)	799 (1.1%)	179 (0.2%)	2,525 (3.4%)	21,223 (28.8%)	225 (0.3%)	213 (0.3%)	6,006 (8.1%)	279 (0.4%)	5,723 (7.8%)	73,802 (100.0%)
26年度	9,802 (11.0%)	15,636 (17.6%)	849 (1.0%)	5,806 (6.5%)	1,448 (1.6%)	482 (0.5%)	5,625 (6.3%)	353 (0.4%)	906 (1.0%)	808 (0.9%)	155 (0.2%)	2,965 (3.3%)	29,172 (32.8%)	225 (0.3%)	259 (0.3%)	6,719 (7.6%)	278 (0.3%)	7,443 (8.4%)	88,931 (100.0%)
27年度	10,936 (10.6%)	17,415 (16.9%)	930 (0.9%)	6,372 (6.2%)	1,428 (1.4%)	429 (0.4%)	5,708 (5.5%)	339 (0.3%)	1,047 (1.0%)	678 (0.7%)	192 (0.2%)	3,078 (3.0%)	38,524 (37.3%)	179 (0.2%)	288 (0.3%)	7,546 (7.3%)	349 (0.3%)	7,848 (7.6%)	103,286 (100.0%)
28年度	11,535 (9.4%)	17,428 (14.2%)	1,108 (0.9%)	6,747 (5.5%)	1,499 (1.2%)	428 (0.3%)	6,174 (5.0%)	306 (0.2%)	947 (0.8%)	825 (0.7%)	203 (0.2%)	3,109 (2.5%)	54,812 (44.7%)	157 (0.1%)	248 (0.2%)	8,264 (6.7%)	338 (0.3%)	8,447 (6.9%)	122,575 (100.0%)
29年度	11,835 (8.8%)	16,982 (12.7%)	1,118 (0.8%)	6,328 (4.7%)	1,332 (1.0%)	457 (0.3%)	6,294 (4.7%)	273 (0.2%)	1,047 (0.8%)	999 (0.7%)	168 (0.1%)	3,199 (2.4%)	66,055 (49.4%)	131 (0.1%)	333 (0.2%)	8,605 (6.4%)	343 (0.3%)	8,279 (6.2%)	133,778 (100.0%)
30年度	13,492 (8.4%)	21,449 (13.4%)	1,414 (0.9%)	7,460 (4.7%)	1,345 (0.8%)	428 (0.3%)	6,986 (4.4%)	348 (0.2%)	1,397 (0.9%)	1,042 (0.7%)	216 (0.1%)	3,542 (2.2%)	79,138 (49.5%)	168 (0.1%)	406 (0.3%)	10,649 (6.7%)	394 (0.2%)	9,964 (6.2%)	159,838 (100.0%)
元年度	15,799 (8.2%)	25,285 (13.0%)	1,663 (0.9%)	9,313 (4.8%)	1,552 (0.8%)	467 (0.2%)	8,890 (4.6%)	396 (0.2%)	1,616 (0.8%)	1,255 (0.6%)	232 (0.1%)	3,675 (1.9%)	96,473 (49.8%)	148 (0.1%)	525 (0.3%)	13,856 (7.2%)	447 (0.2%)	12,188 (6.3%)	193,780 (100.0%)
2年度	16,765 (8.2%)	27,641 (13.5%)	2,115 (1.0%)	9,947 (4.9%)	1,466 (0.7%)	705 (0.3%)	8,265 (4.0%)	405 (0.2%)	1,607 (0.8%)	1,346 (0.7%)	233 (0.1%)	3,427 (1.7%)	103,625 (50.5%)	150 (0.1%)	479 (0.2%)	13,644 (6.7%)	553 (0.3%)	12,671 (6.2%)	205,044 (100.0%)
3年度	17,345 (8.4%)	28,075 (13.5%)	2,529 (1.2%)	9,584 (4.6%)	1,611 (0.8%)	808 (0.4%)	9,071 (4.4%)	309 (0.1%)	1,663 (0.8%)	1,183 (0.6%)	226 (0.1%)	3,608 (1.7%)	103,104 (49.7%)	135 (0.1%)	524 (0.3%)	13,972 (6.7%)	448 (0.2%)	13,465 (6.5%)	207,660 (100.0%)
4年度	17,840 (8.3%)	22,188 (10.3%)	2,716 (1.3%)	9,400 (4.4%)	1,722 (0.8%)	890 (0.4%)	9,988 (4.6%)	299 (0.1%)	1,821 (0.8%)	1,315 (0.6%)	189 (0.1%)	3,926 (1.8%)	112,311 (52.3%)	74 (0.0%)	535 (0.2%)	14,828 (6.9%)	472 (0.2%)	14,329 (6.7%)	214,843 (100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

ネグレクトとは

1. 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。

例えば、

(1) 重大な病気になっても病院に連れて行かない→医療ネグレクト

(2) 乳幼児を家に残したまま外出する、

なお、親がパチンコに熱中したり、買い物をしたりするなどの間、乳幼児等の低年齢の子どもを自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児等の低年齢の子どもだけを家に残したために火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきである。

2. 子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない。→教育ネグレクト

3. 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。

4. 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢、など

例えば、

(1) 適切な食事を与えない、

(2) 下着など長期間ひどく不潔なままにする、

(3) 極端に不潔な環境の中で生活をさせる、など。

5. 子どもを遺棄したり、置き去りにする。

6. 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待に掲げる行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。など

ネグレクト対応の困難さ

01

ネグレクトの範囲が
不明確

衣服の着替えが不十分なまま
登園してくる事例～死亡してし
まう事例まであり、範囲が広い

02

家庭が抱える多くの課題

子どもの不潔
家で食事が無い
夜間保護者不在
病院に連れて行かない
子どもだけ放置する

ネグレクト対応の困難さ

03

改善しないことの怒り

支援者側

保護者の改善に向けての意欲や具体的な成果のなさへの怒りが発生しやすく、保護者に対しての皮肉や強い改善欲求につながる。

保護者側

その怒りの感情にさらされた保護者は支援者との関係を遮断する。

04

支援の期限

いつまで支援を行えばいいか

..... ?

ネグレクトは・・・

👉 自覚を伴わない虐待
「やらない」のではなく
「できない」のかもしれない。

👉 長期にわたる継続的な支援が必要

ネグレクトは・・・

👉 自覚を伴わない虐待

自分の価値観
は捨てる

寛容な心

「
「
のかもしれない。

👉 長期にわたる継続的な支援が必要

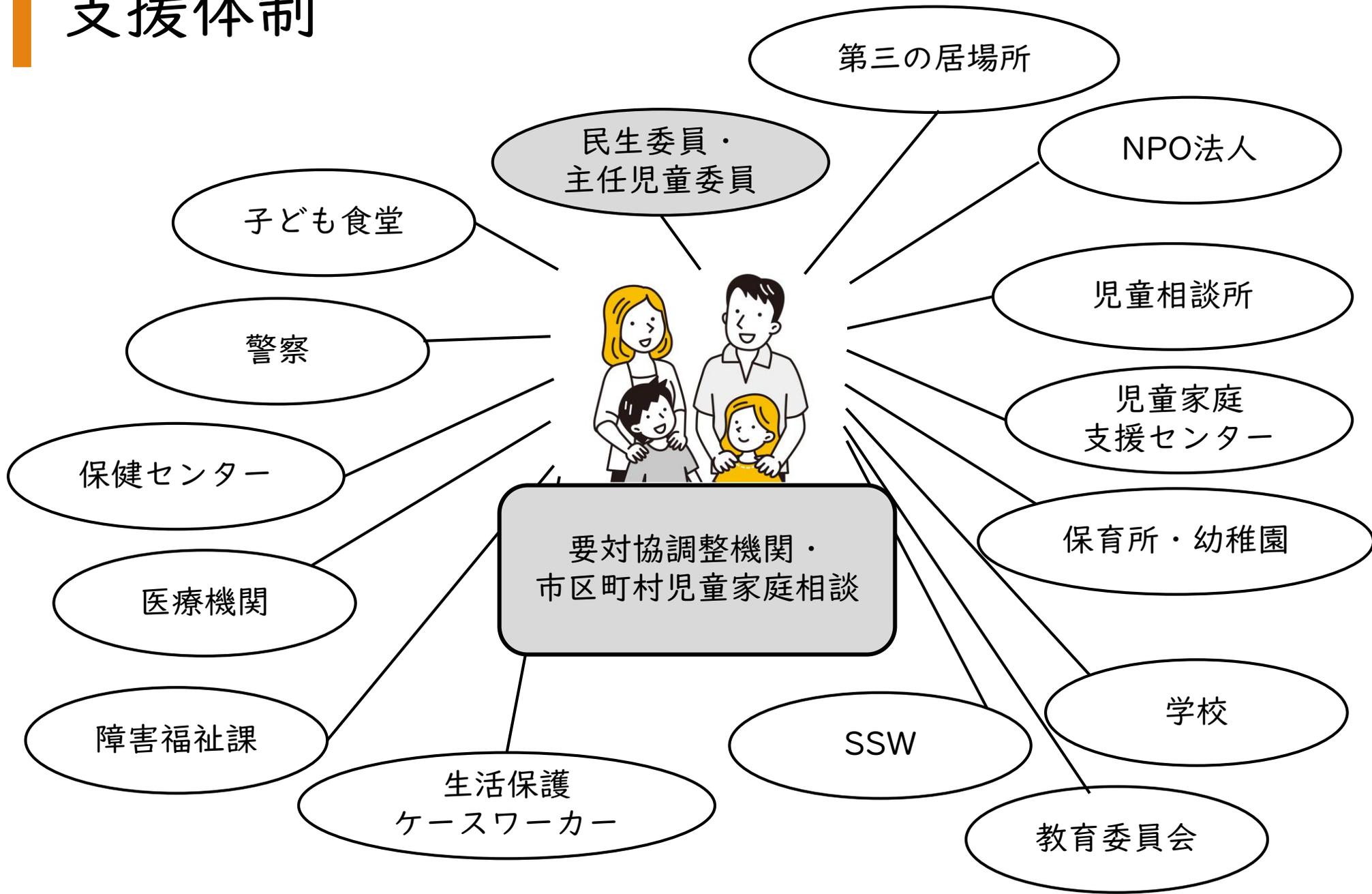
保護者支援

抱え込まない

子どもへの影響

- ① 身体的影響
- ② 知的発達面への影響
- ③ 心理的影響
 - ア. 対人関係の障害
 - イ. 低い自己評価
 - ウ. 行動コントロールの問題
 - エ. 多動
 - オ. 心的外傷後ストレス障害
 - カ. 偽成熟性
 - キ. 精神的症状

支援体制



子ども虐待対応フローチャート

気付く

つなぐ

見守る

気づき

園内の
体制づくり
と見守り

通告・
相談

関係機関
との連携

引継ぎ、
ケース離れ

園の役割

子どもにとって園はどんなところ？

- ・ 基本的な生活を保障されている場。
- ・ 見守られている安心感の中で自分らしさを発揮できる場。
- ・ 保育者や友だちとふれあい、人への信頼感や共感を深めながら成長できる場。



園の役割

保護者にとって園はどんなところ？

- ・暮らしのもっとも身近にある機関。
- ・ほかの家庭やさまざまな行政サービスなど社会とつながることができる場。
- ・未熟さがあたたかく受け止められ、失敗をくり返すことも大切な経験として支えてくれる場。



園ができること



- 日々の保育を通して、子どもに安心できる生活を保障し成長・発達を支援する。
- 「子どもを預かる」ことで保護者の育児負担を軽減する。
- 子育てが行き届いていないところを部分的に支援する。
- 保護者の困っていることや子育ての悩みについて一緒に考える。
- 「この家庭は心配だ」と感じた時点で関係機関に連絡・相談する。記録をとる。
- 虐待の早期発見につとめ、虐待や虐待の疑いを発見した場合はすみやかに通告し、関係機関と連携して対応する。

園にはできないこと

- 子どもの夜間・休日の見守り
- 全面的な家事支援
- 保護者の病気・障害・アルコール依存などへの対応
- 子どもの一時保護・入院
- 保護者への経済的な援助
- 危険性・緊急性のある場合の対応



困ったときは
ぜひ、ご活用ください！

乳幼セ

山口県乳幼児の育ちと学び支援センター



ホームページ



Instagram



参考資料

- 子ども虐待対応の手引き令和6年4月改正版
(こども家庭庁)
- 保育者のための子ども虐待対応の基本
(保育と虐待対応事例研究会・2019年・ひとなる書房)
- ネグレクトされた子どもへの支援
(安部計彦、加藤曜子、三上邦彦・2016年・明石書店)